

吉 野 川 市

公の施設の使用料見直しに関するガイドライン

（ 案 ）

令和 7 年 3 月



目 次

第1章 使用料等の見直し

1. はじめに	1
2. 見直しの基本的な考え方	1
(1) 受益者負担の原則	1
(2) 算定方法の明確化	2
(3) 効果的・効率的な行政サービスの提供	2
(4) 定期的な見直し	2
3. 対象とする受益者負担及び対象施設	2
(1) 受益者負担の種類	2
(2) 対象施設	2
(3) 適用除外	3
4. 使用料について	
(1) 基本事項	3
(2) 算定方法	3
(3) 管理原価	3
(4) 曜日、時間帯別の料金設定	3
(5) 市外利用者の取扱い	4
(6) 営利目的等の取扱い	4
(7) 激変緩和措置について	4
(8) 見直しの効果	4

第2章 減免の基準

1. 減免の取り扱いについて	
(1) 減免に関する基本的な考え方	4
(2) 減免の対象	5
(3) 減免基準	5
(4) 減免の制限	5
(5) その他	5

別表1：対象施設一覧	6
------------	---

第1章 使用料等の見直し

1. はじめに

本市では、公の施設の使用料見直しに係り、合併協定書において、「使用料・手数料の取扱い」については、原則として当面現行のとおりとしつつ、同一または類似する施設の使用料については、できる限り統一することとなっていたが、合併後20年が経過した現在でも完全な統一運用には至っていないため、施設間で不均衡が生じている。

さらに、施設使用料は、当該施設の利用に係る実費弁償的な意味で徴収されるものであり、利用者に応分の負担を求め、当該施設の維持管理に充てるものであることから、負担の公平性を確保する必要がある。

【合併協定書（抄）】

14 使用料・手数料の取扱い（平成15年5月20日承認）

- (1) 使用料については、原則として当面現行のとおりとする。ただし、同一または類似する施設の使用料については、できる限り統一する。また、必要に応じて緩和措置を講ずるものとする。
- (2) 手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに住民負担に配慮し、負担の公平性の原則により合併時に統一する。

上記も踏まえ本市では、身の丈にあった財政運営を目指し、行財政改革の取組として手数料及び使用料の見直しを統一的な基準で実施すべく第4次吉野川市行財政改革実施計画（令和2～令和5）においては「手数料及び使用料の見直し」で各課ヒアリング、維持管理費調査、減免の見直し等に取り組みを実施した。その後、第5次にあたる「吉野川市行財政改革プラン2024」（令和6～令和9）においても、使用料の統一的な見直しと減免基準の見直しの取り組みを継続している。

こうしたことから、令和7年3月に改めて使用料等の定期的な見直しを位置付け、公平性と透明性を確保するため、「使用料等の見直しに関するガイドライン」を策定し、このガイドラインに基づく使用料等の見直しを進め、業務の効率化等による経費の削減に努めるとともに受益者負担の適正化、算定方法の明確化、統一的な運用を図る。

2. 見直しの基本的な考え方

(1) 受益者負担の原則

公共施設の運営や証明発行等の行政サービス（以下「行政サービス」という。）を提供するためには、人件費や施設等の維持管理費といった経費が必ずかかっており、それら全ての経費を税金でまかなうと、そのサービスを利用する人と利用しない人の間で不公平が生じることになる。このため、特定の人が行政サービスを利用し、利益を受ける場合は、使用料や手数料として応分の負担を求めることにより、行政サービスを利用しない人との負担の公平性を確保する。

(2) 算定方法の明確化

行政サービスの利用者に適正な負担を求めるためには、料金の算定方法を明確にし、分かりやすく示すことが必要である。料金の算定は、それぞれの行政サービスに係る経費を算定基礎とし、各施設及び各事務で不均衡が生じないように、共通の方法を設定する。

(3) 効果的・効率的な行政サービスの提供

行政サービスの提供にあたっては、事務の効率化や適正な人員配置、効果的な業務委託、指定管理者制度の導入などにより、経費節減の取組を進めてきた。行政サービスの提供に係る経費は、使用料等の算定基礎となるため、今後も引き続き利用者のニーズを踏まえた事務の見直しを行う。

(4) 定期的な見直し

適正な受益者負担を維持するため、原則、5年ごとに料金の見直しを行う。ただし、社会状況に大きな変化がある場合や、施設の運営方法を変更する場合などは、5年の周期を待たず適宜見直しを行うこととする。

3. 対象とする受益者負担及び対象施設

(1) 受益者負担の種類

- ①使用料 地方自治法第225条の規定に基づき、公の施設の利用につき徴収するもの
- ②手数料 地方自治法第227条の規定に基づき、特定の者のためにする事務につき徴収するもの
- ③その他 ①②以外に地方自治法第224条の規定に基づく分担金、法令等に基づく負担金又は事業実施に伴い利用者等から徴収する法令等に基づかない費用など、市が市民等から徴収するもの

地方自治法

第224条（分担金）

普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

第225条（使用料）

普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第227条（手数料）

普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(2) 対象施設

見直しの対象となる施設は、社会体育施設（体育館、運動場、テニス場）及びその類似施設、社会教育（公民館・文化施設）・老人福祉施設で合計52施設とし、別表1のとおりとする。

(3) 適用除外

次に掲げるものについては本ガイドラインの適用外とする。

- ① 法令等により基準が定められており、市が独自に設定することが適當ではないもの
 - ・ 市営住宅家賃
 - ・ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（戸籍関係など）
- ② 公共性ととともに経済性を発揮しながら運営することが求められているため、独自の基準によって料金を算定することが適當なもの（公営企業）
 - ・ 水道事業 等

4. 使用料について

(1) 基本事項

使用料の設定については、次により統一的な考え方に基づき行うこととする。

- ・ 施設の種類及び規模ごとに区分を設け、管理原価（維持管理費）から算出します。
- ・ 施設の1時間あたりの管理原価を求める必要があるが、その数値は、施設維持管理費、貸出部分面積、総貸出時間等の実績値から算出する。
- ・ 使用の単位は、1時間単位とするが施設の性質や利用の実態を勘案し、午前や午後等のある程度まとまった時間区分での使用料の適用を可能とする。

(2) 算定方法

使用料は、次の基本式によって算出する。

$$\text{使用料（円/時間）} = \text{平均管理原価（円）} \times \text{貸出面積（㎡）}$$

貸出面積は、各施設毎の貸出区分を適用（会議室1、和室、体育館半面等々）

(3) 管理原価

使用料の算定基礎となる管理原価は、令和3年度から令和5年度の施設の管理費（人件費＋維持管理費）のうち、経常的な経費のみを算定基礎とし、一時的な行政需要に対応するための経費や不規則的に支出される経費は対象外とする。（この期間の平均管理費は対象施設全体で約3.7億円。）

区分		内容	算定
人件費 維持管理費	経常的 経費	毎年度継続的に支出される経費で、人件費、光熱水費、維持管理費などの経費	対象
		土地賃借料などの投資的経費の代替経費	対象外
	臨時的 経費	一時的な行政需要に対応するための経費や不規則的に支出される経費	対象外
投資的経費		施設の建設や大規模改修に要する経費、土地の取得に要する経費、大型の備品設備に要する経費など	対象外

(4) 曜日、時間帯別の料金設定

現行規定においては、曜日や時間帯によって、使用料の額に差を設けている施設が見受けられるが、施設の維持管理等に要する経費に大きな違いはないため、原則、同一料

金とする。ただし、特定の曜日や時間帯に利用の偏りがある場合は、その実態等を勘案し、基準となる使用料の額に対して、割増又は割引ことができるものとする。

(5) 市外利用者の取扱い

公の施設は、市民の財産であり、その管理運営には市税が充てられている。市民以外の方の利用により、市民の利用に支障が生じる場合は、使用料の取扱いに差を設けることができるものとする。

(6) 営利目的等の取扱い

営利、営業、宣伝等を目的とした利用の場合、入場料を徴収する場合に対しては、現行規定においても、一部の施設において割増料金を設定している。類似の利用の実態であるにもかかわらず、その取扱いに差が生じている場合は、統一的な運用となるよう改善を図る。

(7) 激変緩和措置について

実際に使用料を算定した場合、その結果が現行と大きく変わる可能性も考えられることから、利用者の急激な負担増と利用率低下の抑制のための激変緩和措置を講じるものとし、原則として改定の上限を1.2倍とする。

ただし、現行の使用料が市内又は近隣自治体の類似施設と比較して著しく低い場合、上記の上限を超える改定を可能とする。

(8) 見直しの効果

現状の利用状況から見直し後の使用料に基づき試算した結果、年間170万円以上の収入増が見込まれる。

第2章 減免の基準

1. 減免の取り扱いについて

(1) 減免に関する基本的な考え方

公の施設は、公共の福祉の向上を図るための施設であることから、市民が低廉な負担で設置目的に沿って効果的に利用できるよう、受益者負担を設定し、当該負担に応じて、利用者に等しく負担していただくことが原則である。

使用料の減免措置は、施設の設置目的及び高齢者、障がい者等の社会的弱者への配慮、社会教育団体、社会福祉団体などの地域における活動を支援・推進する観点から、政策的かつ特例的な措置として行われているものであるが、現状における減免措置の運用は、多くの施設で明確な基準がなく、その適用範囲についてもばらつきがあり、本来の姿である負担の公平性を損なうおそれがある。このため現状の適用状況を勘案して、「受益と負担の公平性」を確保するため、減免措置に係る一定の基準を設け、統一的に運用することとする。

(2) 減免の対象

このガイドラインに基づき、「減額・免除」の規定を見直す施設は、「使用料等の見直しに関するガイドライン」が対象とする使用料等とし、法令等で使用料等が定められているものについては適用外とする。

(3) 減免基準

内 容	減免率
ア 市又は市教育委員会が主催又は共催する会合や行事で利用する場合（市の附属機関等が利用する場合を含む。）	100 %
イ 施設の指定管理者が、当該施設を公共の目的で利用する場合	100 %
ウ 市内の社会教育・福祉関係団体が地域活動、健康福祉、文化芸能、青少年育成等の公共の目的で利用する場合	100 %
エ 市内の社会教育・福祉関係団体が団体活動で利用する場合	50 %
オ 市内の公共的団体等が市が認めた公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業で利用する場合	50 %
カ 市外の法人又は団体や個人が利用する場合	0 %

※1 「公共的団体等」とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、社会福祉団体、赤十字社等の厚生社会事業団体、教育団体、青年団、婦人会、文化団体、スポーツ団体等の教育文化スポーツ団体等、公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たると否とを問わない。

（行政実例より）

※2 活動内容等の市が定める要件を満たす団体として、定期的に市に登録することにより、減免の対象とする。

(4) 減免の制限

減額及び免除の適用については、より多くの市民に供し、限りある施設の適正かつ公平な使用を促進する観点から、各施設の使用実態等に即して、別途制限を設けることができるものとする。 例）減免回数制限

(5) その他

基準費用に減免分を見込んでいる指定管理者制度導入施設においては、指定期間の終了に合わせて見直しを実施することとする。

別表 1

使用料見直し対象施設一覧表

番号	施 設 名	施 設 分 類
1	鴨島老人福祉センター	老人福祉施設
2	川島老人福祉センター	老人福祉施設
3	城山老人福祉センター	老人福祉施設
4	山川老人福祉センター	老人福祉施設
5	ふるさとセンター	社会教育施設
6	鴨島公民館	社会教育施設
7	川島公民館	社会教育施設
8	山川公民館	社会教育施設
9	美郷公民館	社会教育施設
10	上浦公民館	社会教育施設
11	牛島公民館	社会教育施設
12	森山公民館	社会教育施設
13	飯尾敷地コミュニティセンター・公民館	社会教育施設
14	西麻植公民館	社会教育施設
15	知恵島公民館	社会教育施設
16	山瀬公民館	社会教育施設
17	文化研修センター	社会文化施設
18	アメニティセンター	社会文化施設
19	市民センター・アリーナ・多目的グラウンド	複合施設
20	交流センター	複合施設
21	牛島体育館	社会体育施設
22	川島体育館	社会体育施設
23	山川体育館	社会体育施設
24	鴨島運動場	社会体育施設
25	総合スポーツ運動場	社会体育施設
26	森藤テニスコート	社会体育施設
27	山川テニスコート	社会体育施設
28	向麻山庭球場	社会体育施設
29	川島城テニスコート	社会体育施設
30	上浦小学校 体育館・運動場	社会体育施設
31	牛島小学校 体育館・運動場	社会体育施設
32	森山小学校 体育館・運動場	社会体育施設
33	鴨島小学校 体育館・運動場	社会体育施設
34	西麻植小学校 体育館・運動場	社会体育施設
35	飯尾敷地小学校 体育館・運動場	社会体育施設
36	知恵島小学校 体育館・運動場	社会体育施設
37	川島小学校 体育館・運動場	社会体育施設
38	学島小学校 体育館・運動場	社会体育施設
39	山瀬小学校 体育館・運動場	社会体育施設
40	高越小学校 体育館・運動場	社会体育施設
41	鴨島第一中学校 体育館・武道館・運動場	社会体育施設
42	鴨島東中学校 体育館・武道館・運動場	社会体育施設
43	川島中学校 体育館・運動場	社会体育施設
44	山川中学校 体育館・武道館・運動場	社会体育施設
45	鴨島小学校 運動場（夜間照明）	社会体育施設
46	川島小学校 運動場（夜間照明）	社会体育施設
47	学島小学校 運動場（夜間照明）	社会体育施設
48	鴨島第一中学校 運動場（夜間照明）	社会体育施設
49	鴨島東中学校 運動場（夜間照明）	社会体育施設
50	山瀬小学校 運動場（夜間照明）	社会体育施設
51	山川中学校 運動場（夜間照明）	社会体育施設
52	美郷中学校 運動場（夜間照明）	社会体育施設